

## 第4号様式

一般競争入札方式（単体発注）

### 入札説明書

沖縄県土木建築部公告土施第5429号（平成30年7月18日）の「沖縄県座間味港離島利便施設新築工事監理業務」に係る一般競争入札については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

#### 1. 業務の概要

- (1) 業務名：沖縄県座間味港離島利便施設新築工事監理業務
- (2) 建設場所：沖縄県座間味村座間味港地内
- (3) 業務概要：以下の工事に係る監理業務
  - ① 沖縄県座間味港離島利便施設新築工事
- (4) 履行期限：契約締結日の翌日から平成31年3月14日まで
- (5) 本業務は価格競争方式で、入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。ただし、紙入札への移行を希望する場合は、速やかに4.の担当部局に事前連絡をした上で「沖縄県電子入札運用基準」に基づく所要の手続きを、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。
  - ・ 電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号）
  - ・ 紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号）【沖縄県土木建築部契約関係例規集】<http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/contract.html>
- (6) 資格審査方法は事後審査型（※入札参加資格の審査を開札後に行う）とする。

#### 2. 入札参加者に要求される資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県土木建築部における平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
- (3) 入札参加資格審査申請書等の提出期限日から落札者決定の日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。
  - ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者については更生

計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- (7) 沖縄県内に主たる営業所があること。  
(8) 以下のア及びイ全ての項目に該当する1件以上の実績（以下「業務実績」という）を有していること。

ア 平成20年4月1日以降、入札日までに契約履行が完了した業務実績

イ 以下を満たす施設に係る業務実績

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第四号第一類に掲げる施設

主たる構造 鉄骨造

延べ面積等 200㎡以上

業務内容 設計業務又は監理業務（ただし、改修工事に係る業務は含まない）

発注者 国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下、「公共団体等」という。）

※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。

※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。

※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

### 3. 配置技術者に要求する要件等

(1) 管理技術者（※4）として一級建築士が配置できること。

(2) 建築の担当技術者を配置する。

担当技術者は、下表に掲げるいずれかの資格を有する者であること。

表

分担業務分野	資格
建築	一級建築士、二級建築士

(3) 管理技術者は、過去3ヶ月以上にわたり入札参加者と直接的な雇用関係があること。

(4) 管理技術者は平成20年4月1日以降に完了した1件以上の業務実績を有していること。  
なお、「平成20年4月1日以降に完了した業務実績」とは2.(8)による。

(5) 建築の担当技術者は、入札参加者の組織に所属していること。

(6) 管理技術者及び担当技術者は、兼ねることができる。

### 4. 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部港湾課港湾班

TEL 098-866-2395 FAX 098-866-2468

### 5. 入札参加資格審査申請書の作成及び記載上の留意事項

(1) 入札参加資格審査申請書の作成要領

入札参加資格審査申請書の様式は、別記様式1～7に示すとおりとする。

(2) 入札参加資格審査申請書の作成及び記載上の留意事項

ア 企業の概要及び実績（別記様式2）

企業の概要及び実績について、下記の項目を記載する。

(ア) 名称

企業の名称を記載する。

- (イ) 本店の所在地  
本店の所在地（地名地番ビル名称まで）を記載する。
- (ロ) 支店又は営業所の所在地  
支店又は営業所の所在地（地名地番ビル名称まで）を記載する。
- (エ) PUBDIS 登録番号  
PUBDIS（※）の登録番号を記載する。未登録であれば「未」と記載する。
- (オ) 沖縄県の平成29・30年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録番号  
当該入札参加登録番号を記載する。
- (カ) 平成20年4月1日以降に契約履行が完了した業務実績  
「平成20年4月1日以降に契約履行が完了した業務実績」とは、2.(8)による。
- (キ) 該当する業務実績について、以下のa～eの項目を記載する。
- a 業務名称及びPUBDIS（※）登録の有無  
PUBDISへの登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。有の場合は、当該業務を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」を記載すること。  
※PUBDISとは、(社)公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。
  - b 発注者  
発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、( )内に事業主を記載する。
  - c 受注形態  
単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を( )内に記載すること。
  - d 業務概要  
対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。
  - e 履行期間
- イ 管理技術者及び担当技術者の経験及び能力（別記様式6、別記様式7）  
管理技術者（別記様式6）及び担当技術者（別記様式7）の経験及び能力について、以下の項目を記載する。
- (ア) 氏名  
技術者の氏名を記載する。
  - (イ) 生年月日  
技術者の生年月日及び年齢（入札参加資格審査申請書の提出期限現在）を記載する。
  - (ロ) 所属、役職  
技術者の所属する部署及び役職を記載する。
  - (エ) 保有資格等  
技術者の保有する資格を記載する。
  - (オ) 平成20年4月1日以降に契約履行が完了した業務実績（別記様式6のみ）
    - a 「平成20年4月1日以降に契約履行が完了した業務実績」とは、2.(8)による。
    - b 該当する業務実績について、以下の(a)～(e)の項目を記載する。
      - (a) 業務名称及びPUBDIS登録の有無  
PUBDISへの登録状況について、有又は無のうち該当するものに○をつける。  
有の場合で、当該業務を登録した時点で現在とは別の設計事務所等に所属していた場合は所属していた設計事務所等のPUBDISの「会社コード」もあわせて記載すること。  
※PUBDISとは、(社)公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。
      - (b) 発注者  
発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、( )内に事業主を記載する。
      - (c) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載すること。

(d) 業務概要

対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

(e) 履行期間

c 記載する件数は1件以上とする。また、記載した業務については契約書等の写しを提出することとし、契約書等が添付されていない場合及び、業務実施体制表等で管理技術者が当該業務に関与した事を確認出来ない場合は実績と認めない。

ただし、当該業務が、PUBDISに登録されている場合は、契約書の写し等を提出する必要はない。

## 6. 入札参加資格審査申請書の提出方法及び留意事項

入札参加資格審査申請書及び確認資料等を持参により提出すること。

## 7. 入札参加資格の確認結果等に関する事項

(1) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の有無について、その結果を平成30年11月6日(火)（予定）までに通知する。

（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は書面にて通知する。）

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して、その理由について書面をもって説明を求めることができる。

① 提出期限、提出場所、提出方法

1) 提出期限：通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

2) 提出場所：公告文4.(1)の場所。

3) 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答

説明を求められたときは、説明をを求める書面の提出期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

## 8. 入札説明書等の内容についての質問の受付及び回答

入札を希望する者は、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

公告文4.(1)による。

(2) 提出期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月16日(火)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(3) 提出場所

公告文4.(1)による。

(4) 提出方法 書面（様式自由）を持参又はFAXにより提出すること。FAXにより提出する場合は、受信確認を電話で行うこと。なお、郵送によるものは受け付けない。

(5) 回答の方法

ア 期間 平成30年10月18日(木)までに回答する。

イ 場所 公告文4.(1)に示す場所及びインターネットにより閲覧する。

【入札情報システム】 <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000>

## 9. 入札の日時及び場所

- (1) 電子入札システムによる場合  
入札書提出開始日時：平成30年10月25日(木) 9時00分  
入札書提出締切日時：平成30年10月25日(木)15時00分
- (2) 持参による場合  
持参日時：平成30年10月26日(金) 9時00分  
持参場所：沖縄県庁11階 第2入札室  
※入札参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。
- (3) 開札日時：平成30年10月26日(金) 9時15分

## 10. 契約書作成の要否 要

別添契約書(案)により契約書を作成するものとする。

## 11. 支払条件

前金払 なし  
部分払 2か月に1回を超えない回数

## 12. 苦情申し立てに関する事項

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対して再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

- (1) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間  
受付窓口 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班  
受付時間 9:00から17:00までとする。
- (2) 再苦情申し立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所  
沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班  
電話098-866-2374

## 13. その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、以下のとおり入札保証金を納めなければならない。  
ア 入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。  
ア 提出期限：平成30年10月23日(火)15:00まで  
イ 提出方法：入札保証金額がわかる書面を提出(払込通知書を発行するので金融機関にて納付し、領収書を提出期限までに提出すること。)  
ウ 提出先：公告文4(1)の場所  
エ ただし、沖縄県財務規則第100条第2項(1)～(3)の規定に該当する場合は免除とする。  
なお、同規則第100条第2項(3)の免除要件確認のため、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約実績がある場合は、地方公共団体等契約状況に記載のうえ、平成30年10月19日(金)17:00までに上記提出先まで提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。  
ただし、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合については、

免除とする。

(4) 積算内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載すると共に、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札システムにより積算内訳書を提出する場合は、代表者印の押印は不要である。

(5) 本業務を受注した建設コンサルタント（設計共同企業体の場合は各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(6) 入札参加資格審査申請書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(7) 入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした場合（PUBDISに虚偽のデータを登録している場合を含む。）には、入札参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された入札参加資格審査申請書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その入札参加資格審査申請書を無効とする。

- ・ 入札参加資格審査申請書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・ 入札参加資格審査申請書と無関係な書類である場合
- ・ 他の業務の入札参加資格審査申請書である場合
- ・ 白紙である場合
- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・ 発注者名に誤りがある場合
- ・ 発注案件名に誤りがある場合
- ・ 提出業者名に誤りがある場合
- ・ その他、未提出又は不備がある場合

(8) 入札参加資格審査申請書の取扱い

ア 提出された入札参加資格審査申請書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

イ 提出された入札参加資格審査申請書は返却しない。

(9) 提出期限以降における入札参加資格審査申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、入札参加資格審査申請書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(9) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kikaku/ebidportal/index.html>

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

- ・ 電子調達コールセンター 電話番号：0570-011311
- ・ 沖縄県電子入札ポータルサイト

イ ICカードの不具合発生時：取得しているICカードの認証機関

(12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認結果通知書
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・ 入札書受付票
  - ・ 入札締切通知書
  - ・ 再入札通知書
  - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・ 落札者決定通知書
  - ・ 決定通知書
  - ・ 保留通知書
  - ・ 取止め通知書
- (13) 最低制限価格の設定について
- ア 本業務は、沖縄県財務規則第 129 条に基づき、予定価格に次の割合を乗じて得た額の合計額に、「0. 995」から「1. 005」の範囲内のランダム係数で乗じた価格を最低制限価格として定める。
- (ア) 建設コンサルタント業務（建築設計及び監理業務）の部分
- a 直接人件費の額
  - b 特別経費の額
  - c 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
  - d 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- ウ 本業務の予定価格は落札者決定後公表するものとする。

※平成30年7月1日付けで、最低制限価格が改正され施行しました。詳しくは、以下ホームページをご参照下さい。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/index.html>